

[事案 2019-315] 新契約無効請求

・令和2年12月7日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年1月に契約した医療保険について、募集人から、「三大疾病保障特約が付加されている。」と説明を受けて契約したが、実際は付加されていなかったもので、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人と提案内容をまとめる中で、三大疾病に関する申出を受けた記憶はない。
- (2)募集人は、申立人に対して、本契約の保障内容等についてパンフレット、保険設計書、申込書等を使用して説明をしており、申立人は、意向確認書の全ての項目について「はい」にチェックされたうえで、署名している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。